



さららの水

第10号

平成29年3月発行



耳成山の桜

もくじ

- 市長ごあいさつ P2
- 水質検査結果 P3
- 災害への備え P4-P5
- 公共下水道について P6-P8

上下水道部発足一年!
上下水道だより「さららの水」も、
記念すべき第10号となりました。

「あいさつ」

平素は、橿原市上下水道事業に格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。平成28年度はこれまで橿原市創設以来稼働してまいりました八木浄水場を廃止することとでひとつの幕を下ろし、また上水道事業と下水道事業の統合により「上下水道部」が発足するという、正に節目の年度となりました。

上水道事業は利用者様からの料金収入による独立採算で運用しておりますが、今後は、人口減によって料金収入が減少するなか、水道管の老朽化をはじめとする施設更新費用は増大すると予測されています。つまり、近い将来に水道事業の経営は逼迫し、全国的な水道料金の値上げが懸念されるのです。各自自治体では、将来の世代への負担とならないよう経営改善に取り組みなければなりません。

現在、奈良県では「奈良モデル」という取り組みを推進しています。これは県と市町村または市町村間での協働によりあらゆる

面で広域化や共同化を図り、質の高い住民サービスを提供し続けるというものです。

本市はその「奈良モデル」を積極的に活用し、他市町村との緊急水道連絡管を整備しました。これは緊急時に他市町村と水道水を融通し合うものです。これまで大和高田市、高取町及び明日香村との間で接続を完了しました。今後も他の周辺事業体とも接続を進め、災害に対して強靱な水道を目指します。

加えまして、多額の更新費用が見込まれる八木浄水場を前述のとおり廃止し、奈良県営水道から水道水を購入し市民の皆さまに供給することにいたしました。また、今まで利用してきた一町配水場の施設の一部を奈良県に譲渡いたしました。これらにより多額の更新費用や維持管理費用を抑制することができました。

以上のように本市は経営改善に取り組み始めております。市町村の枠組みを超えた業務・施設の共同化についても積極的に推進し、これまで培ってきた技術レベルを維持しつつ経営の効率化・安定した水の供給・

水道料金の抑制に努めてまいります。

昨年はまたも大規模な地震が発生するなど天災が続くなか、市民の皆さまの「命を守る水」を確保していくことは我々の責務であると改めて実感いたしましたところでございます。

我々橿原市上下水道部は、「安全で安心できる、安定した水の供給」「環境改善に向けた下水道の推進」を基本理念に、今後も事業に取り組んでまいる所存でございますので、なお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。



橿原市長
森下 豊

平成28年度水質検査結果

上下水道部では、水道水を安全にかつ安心して利用できるように、毎年水質検査計画を策定し、それに基づき水質検査を実施しています。市内には水道水を送るための施設が2か所あります。水質基準51項目の検査結果は左の表のとおりです。すべて基準を満たしていますので安心してご利用ください。

平成29年度の水質検査計画を策定しました。水質検査計画、毎月の検査結果および採水場所は檀原市ホームページ上下水道部「水道水の水質」で公表しています。

番号	水質基準項目	基準値	白檀配水場系 (和田町)	一町配水場系 (雲梯町)
1	一般細菌	100個/ml以下	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.30	0.29
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.05	0.05
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01	0.01
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満
16	シス-1,2ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.002未満	0.002未満
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満	0.001未満
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.06未満	0.06未満
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.007	0.005
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.005	0.004
25	ジブromokロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満	0.001未満
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.010	0.008
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.005	0.004
29	ブromodジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.003	0.003
30	ブromohホルム	0.09mg/l以下	0.001未満	0.001未満
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.001	0.001
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.005未満	0.005未満
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02	0.01
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.005未満	0.005未満
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.005未満	0.005未満
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	6.3	6.1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.001未満	0.001未満
38	塩化物イオン	200mg/l以下	6.7	6.7
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	38	38
40	蒸発残留物	500mg/l以下	70	66
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未満	0.005未満
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素量)	3mg/l以下	0.3	0.3
47	pH値	5.8~8.6	7.4	7.4
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	1未満	1未満
51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満
	残留塩素(衛生上の措置)	0.1mg/l以上	0.7	0.8

水道水の味わかりますか？水の飲み比べ結果の紹介！
 水道課では出前講座において水の飲み比べを行なっています。今回は7月に市内で開催されたイベントで行なった結果を紹介いたします。

飲み比べには2歳から62歳までの51人に参加していただき、3種類の水から水道水と思うものを選んでもらいました。用意した水は、水道水、国内産ミネラルウォーター(軟水)、海外産ミネラルウォーター(硬水)です。その結果、水道水を正確に当てられたのは23人で、全参加者の半数以下でした。普段飲んでいる水道水でも、味の違いに気づくのは意外と難しいようです。

出前講座の申し込みを随時受け付けています。皆さまも飲み比べに挑戦してみませんか？詳細は檀原市ホームページ上下水道部「出前講座のお知らせ」をご覧ください。



水道水はどれかな

～災害への備え～

災害に備えた施設整備

災害発生時の応急給水

地震等の災害により断水が発生した場合は、応急給水によって市民の皆さまに飲料水をお届けします。応急給水には、『運搬給水』と『拠点給水』があります。運搬給水とは、給水車や給水タンクで避難所等に飲料水を運ぶことです。（市内各地の公共施設を給水場所に指定しています。）拠点給水とは、災害時でも飲料水を確保できる耐震性貯水槽等を利用して行なう給水のことです。市内の3か所に耐震性貯水槽を設置しており、また、新たに増設する配水池にも、拠点給水を行なえる施設を整備する予定です。（左ページ位置

※参照

耐震性貯水槽

災害発生時の飲料水の確保を目的として設置しています。

通常時は水道管に直結していますが地震発生時や水道本管の破損が起こった場合に、緊急遮断弁が作動して、1基あたり100㎡の水道水が確保されます。

防災関係物資

保有状況

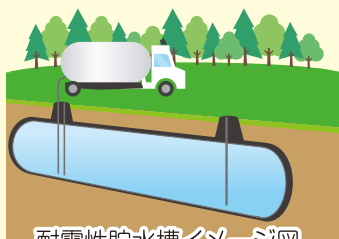
給水車・車両積載用給水タンク・非常用飲料水袋等を保有して災害時の給水体制に備えています。



給水車



非常用飲料水袋



耐震性貯水槽イメージ図

近くの避難所を確認しておき、災害時には慌てず行動しよう。



災害に備えた訓練

平成28年度給水訓練

上下水道部では毎年、災害に備えた給水訓練を実施しています。今年度は10月21日に白檀近隣公園周辺にて、上下水道部職員等を対象に訓練を実施しました。



消火栓から給水車への給水作業訓練



耐震性貯水槽での仮設給水栓の設置作業訓練

ご家庭での備え

ご家庭でもできる災害への備えをご紹介します。

- ① 飲料水は3日分備えよう。
1人1日3ℓの飲料水が必要のため、備蓄を心掛けましょう。※水道水の場合、保存期間は3日が目安です。ペットボトルなどの清潔な容器にしっかりと詰めるようにし、冷暗な場所で保存してください。保存期間が過ぎたら、洗濯などに使用しましょう。
- ② 『お風呂の残り湯』はすぐに捨てない。
飲料水以外にも様々な生活用水が必要になります。お風呂の残り湯はすぐに捨てず、翌朝まで置いておきましょう。
- ③ 給水を受けるための容器を備えておこう。
各ご家庭でも給水所で給水を受けるためのペットボトル等を備えておくとうれしいでしょう。



拠点給水位置図



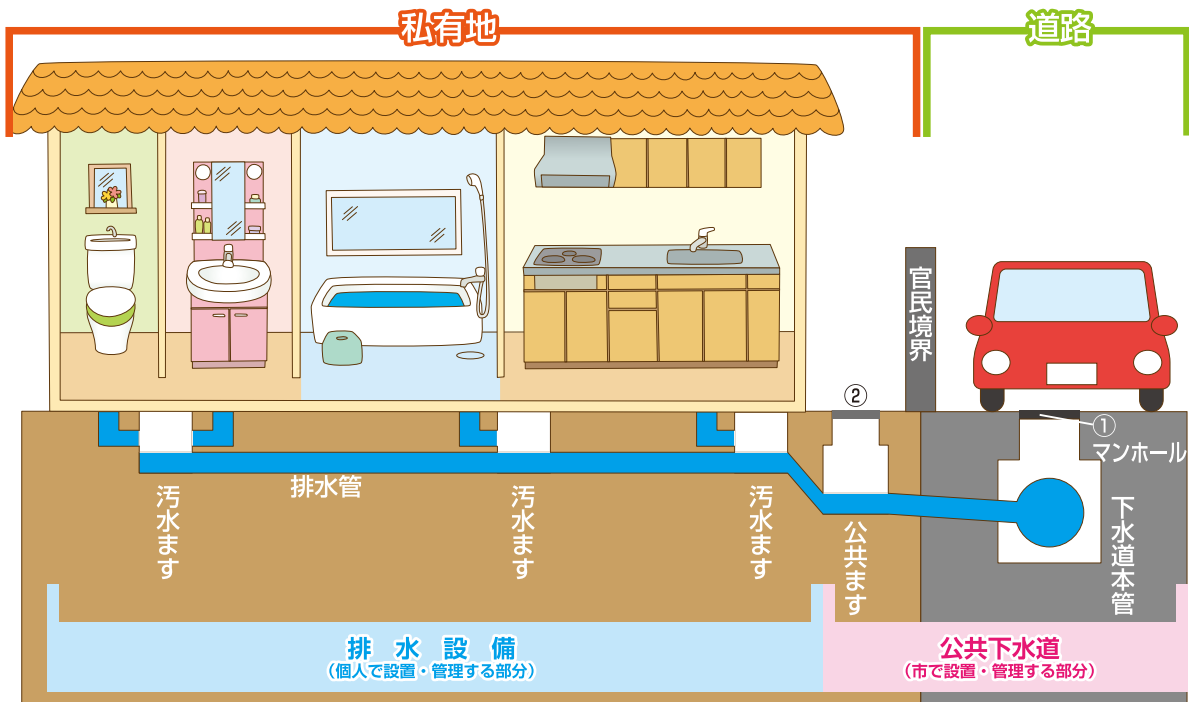
これまでの災害派遣

上水道課では、平成28年4月の熊本地震をはじめ、各地で発生する自然災害による被災地に対して、緊急用資機材等の提供や職員の派遣を行なっています。

平成7年	1月～3月	阪神淡路大震災の被害に対し災害復旧支援活動および応急給水活動（兵庫県西宮市・神戸市東灘区）
平成16年	10月	台風23号の被害に対し応急給水活動（京都府宮津市）
平成17年	9月～10月	台風14号の被害に対し応急給水活動（宮崎県宮崎市【橿原市姉妹都市】）
平成23年	3月～6月	東日本大震災の被害に対し応急給水活動（岩手県陸前高田市）
平成28年	4月～5月	熊本地震の被害に対し災害復旧支援活動（熊本県熊本市）

●お問合せ…上水道課

公共下水道と排水設備の区分



② 橿原市の公共ますの蓋 (一例)



① マンホールの蓋 (一例)



「公共下水道」とは、橿原市が道路下等に埋設し、管理する下水道施設です。

「排水設備」とは、家庭内から出る排水を公共下水道へ流すために、皆さまが敷地内などに設置し管理しなければならない下水道施設です。

排水設備を設置し、公共下水道へ接続されると、便槽や浄化槽の定期的な維持管理が不要となる上、水質汚染等の環境面も改善されますので、下水道への切替をご検討ください。

下水道の工事風景

マンホールの設置作業



下水道本管の埋設



公共下水道に接続するには

橿原市は指定工事店制度をとっており、公共下水道へつなぐための排水設備工事は、皆さまから『橿原市排水設備工事指定工事店』（以下、指定工事店）に依頼してください。

指定工事店とは、適切な施工を可能とするために、下水道法等の知識や施工技術を一定水準以上備え持った専属の排水設備工事責任技術者を有し、橿原市における工事届出の流れや施工基準等について把握していると認められた工事店のことです。

指定工事店以外の者に工事を行なわせた場合は、条例により罰則が適用されることがありますので、ご注意ください。

なお、橿原市の指定工事店一覧は、橿原市ホームページ「上下水道部」「橿原市排水設備工事指定工事店一覧」からご覧いただけます。

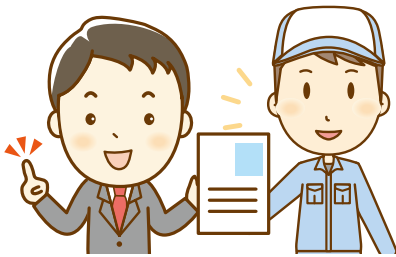
①排水設備工事の申し込み



皆さまから、指定工事店に工事を発注してください。指定工事店以外に発注することはできません。

②排水設備工事の申請

下水道課



指定工事店は皆さまに代わり、必要書類の提出等を全て行ないます。

③工事開始



『排水設備等計画確認通知書』を交付すると、指定工事店は工事に着手することができます。

④工事完了・検査



指定工事店の工事が完了すると、検査を行ないます。その後検査済証が交付されると、皆さまが下水道を使用できるようになります。

公共下水道へ接続するには、下水道課への届出が必要だよ。



公共下水道のメンテナンス

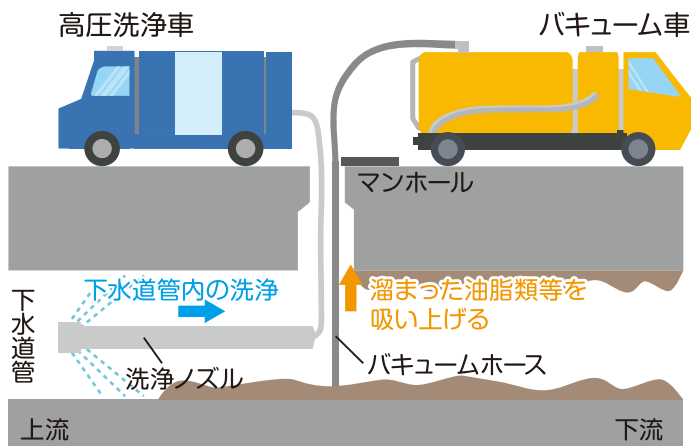
作業前



洗浄、吸い上げ作業



作業後



作業中の高圧洗浄車



檀原市では、排水がスムーズに流れるように、定期的に公共下水道本管の点検をしています。その際に見つけた詰まり等は、清掃作業により取り除いています。

下水道管を詰まらせる主な原因は「油脂類(※)」です。油脂類は、一時的には溶けますが、下水道管を流れている間に冷やされ、固まります。この固まった油脂類が管内に付着し、流れを妨げ、管を詰まらせる原因になります。

そのため、日頃から油脂類は直接排水口に流さず、紙等でふき取り、燃えるゴミとして捨ててください。

※油脂類とは
サラダ油、ラード、バター、
マーガリン、マヨネーズ等



●お問合せ：下水道課

ご注意ください
「敷地内の排水設備の無料点検を行ないます」と言いつて市内の各ご家庭を訪問する業者がいます。檀原市が各ご家庭の排水設備の点検を行なうことはありません。

檀原市 上下水道部

検索

〒634-0075 檀原市小房町9-23
Tel. 0744-24-0010(代)

編集発行：檀原市上下水道部

檀原市ホームページ、トップページのカテゴリ「上水道」または「下水道」をクリックすることで、檀原市上下水道部ホームページが開きます。